

承認第 4 号

専決処分（令和 6 年度南風原町一般会計補正予算（第 9 号））の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度南風原町一般会計補正予算（第 9 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会を招集するいとまがないと認め、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

南風原町長 赤 嶺 正 之

記

1. 専決処分事項

令和6年度南風原町一般会計補正予算（第9号）（別紙）

2. 専決処分理由

令和6年度南風原町一般会計補正予算（第9号）において、賦課徴収事業にかかる印刷製本業務の契約期間の変更により、繰越明許費補正を計上する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分する。

令和 6 年 度

南風原町一般会計補正予算（第 9 号）

沖縄県島尻郡 南風原町

令和 6 年度南風原町一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度南風原町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は「第 1 表 繰越明許費補正」による。

令和 7 年 3 月 31 日 専決処分

南 風 原 町 長 赤 嶺 正 之

第 1 表 繰越明許費補正

(追 加)

単位：千円

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 徴税費	賦課徴収事業	121